

日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画
(実施計画命令及び基本計画への適合について)

平成19年5月7日

日本郵政株式会社

1. この資料の趣旨

日本郵政株式会社は、さる4月27日、郵政民営化法（以下「法」といいます。）第163条第3項の規定に基づき、内閣総理大臣及び総務大臣に対し、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」といいます。）について、認可の申請を行いました。

実施計画の作成については、法第163条において、概ね次のような内容が定められています。

日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画に関する命令（以下「実施計画命令」といいます。）で定めるところにより作成すること（法第163条第1項）。

次の事項を記載すること（法第163条第2項）。

- ・ 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲
- ・ 承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務
- ・ 承継会社に引き継がせる職員
- ・ その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項

日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画（以下「基本計画」といいます。）に従い作成すること（法第163条第3項）。

この資料は、法第163条に基づき、実施計画が、実施計画命令で定めるところにより、また、基本計画に従い、作成されていることを明らかにするものです。

承継会社：日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社をいいます。

承継会社等：承継会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」といいます。）をいいます。

2. 実施計画命令への適合

実施計画命令においては、実施計画の作成について、概ね次のような内容が定められています。

次の事項に区分して記載すること（実施計画命令第2条第1項）。

- ・ 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲
- ・ 承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務
- ・ 承継会社に引き継がせる職員
- ・ その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項

概要を作成すること（実施計画命令第2条第2項）。

承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲、承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務、承継会社に引き継がせる職員を明らかにすること。この場合において、重要な業務の委託に係る契約書の案その他の必要な書面を添付すること（実施計画命令第3条から第5条まで）。

その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項については、次によること。

- ・ 承継会社等が行う業務の運営の内容及び見通しを明らかにすること（実施計画命令第6条第1項第1号）。
- ・ 承継会社等及び郵便窓口業務等受託者が銀行法、保険業法その他の関係法令に適合して業務を行うこととなることを明らかにすること。この場合において、銀行業又は保険業の免許申請書添付書類その他の必要な書面を添付すること（実施計画命令第6条第1項第2号）。

実施計画は、概要の作成、承継会社等が行う業務の運営の内容及び見通しを明らかにすること等、実施計画命令で定めるところにより作成しています。

郵便窓口業務等受託者：郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第67条第1項に規定する郵便窓口業務等受託者（いわゆる簡易郵便局の受託者）をいいます。

3 . 基本計画への適合

実施計画は、基本計画に従い作成しています。具体的には、次の表のとおりです。

基本計画（抜粋）	左欄の基本計画の記載に従い実施計画に記載した内容の概要
<p>1（7）公社の機能のうち、（1）から（6）までに定めるものの以外の機能については、（1）から（6）までによりそれぞれの承継会社等に引き継がせることとされる機能と併せて引き継がせることが適当と認められるものを当該各承継会社等に引き継がせるものとする。</p>	<p>日本郵政公社（以下「公社」といいます。）の機能のうち、基本計画の 1 の(1)から(6)までによりそれぞれの承継会社等に引き継がせる機能と併せて引き継がせることが適当と認められるものとして、次のイから八までに掲げる公社の業務に係る機能その他の公社の機能のうちそれぞれの承継会社等が からまでの業務を適切に行うために必要と認められるものを当該各承継会社等に引き継がせることとしています。</p> <p>【郵便事業株式会社】</p> <p>国際貨物運送に関する貨物航空運送事業及び貨物航空運送代理店業に係る業務並びにこれらに附帯する業務であって、郵便事業株式会社とその株式を承継する(株)ANA & J P エクスプレスにおいて行うもの</p> <p>NHKからの委託を受け、郵便事業株式会社の外務員を活用して行う放送受信契約の締結・変更・解約及び受信料の集金に関する業務等</p> <p>イ 日本郵政公社法第 19 条第 3 項の規定によりNHKの委託を受けて行う業務</p> <p>【郵便局株式会社】</p> <p>NTT東日本及びNTT西日本から委託を受けて行う郵便局に設置された公衆電話の維持・管理業務</p> <p>承継会社が承継する不動産を活用して行う不動産業（不動産賃貸業・管理業及び建物売買業、土地売買業に限る。）</p>

4 (4) 承継の際における承継会社等の業務委託契約等

イ 郵便事業株式会社

郵便窓口業務の委託契約を郵便事業株式会社が郵便局株式会社を相手方として締結しているものとする。

印紙の売りさばきに関する業務の委託契約を郵便事業株式会社が郵便局株式会社を相手方として締結しているものとする。

ロ 郵便局株式会社

郵便事業株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社から受託する業務を適切に実施するための基盤として必要な業務の再委託契約を締結しているものとする。

ハ 郵便貯金銀行

少なくとも法第 8 章第 3 節の規定の適用を受ける間、

ロ 日本郵政公社法第 19 条第 3 項の規定により N T T 東日本、N T T 西日本又は N H K の委託を受けて行う業務

【郵便貯金銀行】

郵便保険会社を所属保険会社等として行う保険募集

ハ 簡易生命保険法の規定により行う簡易生命保険の業務

法の施行の時までに、各承継会社等につき、次の契約を締結することとしています。

【郵便事業株式会社】

郵便局株式会社を相手方とする郵便窓口業務の委託等に関する法律第 3 条第 1 項に規定する委託業務の委託契約

【郵便局株式会社】

郵便窓口業務の委託等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する受託者を相手方とする同法第 7 条に規定する再委託契約

郵便窓口業務等受託者を相手方とする国内物流事業に係る窓口業務の再委託契約

郵便窓口業務等受託者を相手方とする銀行代理業に係る業務の再委託契約

郵便窓口業務等受託者を相手方とする生命保険契約の維持・管理に係る業務の再委託契約

郵便窓口業務等受託者を相手方とする郵便貯金管理業務の再再委託契約

郵便窓口業務等受託者を相手方とする簡易生命保険管理業務の再再委託契約

【郵便貯金銀行】

郵便局株式会社を相手方とする銀行代理業に係る業務の委

業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる銀行代理業者への継続的な業務の委託がされるような委託契約を郵便貯金銀行が郵便局株式会社を相手方として締結しているものとする。

郵便貯金管理業務の一部を再委託する契約を、郵便貯金銀行が郵便局株式会社を相手方として締結しているものとする。

二 郵便保険会社

少なくとも法第 9 章第 3 節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる生命保険募集人への継続的な業務の委託がされるような委託契約を郵便保険会社が郵便局株式会社等を相手方として締結しているものとする。

簡易生命保険管理業務の一部を再委託する契約を、郵便保険会社が郵便局株式会社を相手方として締結しているものとする。

ホ 機構

郵便貯金管理業務の一部を委託する契約を機構が郵便貯金銀行を相手方として締結しているものとする。

次に掲げる事項を含む、郵便貯金資産の運用のための預金に係る契約を機構が郵便貯金銀行を相手方として締結しているものとする。

i 機構が公社から承継する整備法附則第 5 条第 1 項各号に掲げる郵便貯金の総額に相当する額について、機構が

託契約

においては、少なくとも法第 8 章第 3 節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる銀行代理業者への継続的な業務の委託がされるよう、その内容を定めることとしています。

郵便局株式会社を相手方とする郵便貯金管理業務の再委託契約

【郵便保険会社】

郵便局株式会社を相手方とする生命保険契約の募集及び維持・管理に係る業務の委託契約

郵便窓口業務等受託者を相手方とする生命保険契約の募集に係る業務の委託契約

及び においては、少なくとも法第 9 章第 3 節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる生命保険募集人への継続的な業務の委託がされるよう、その内容を定めることとしています。

郵便局株式会社を相手方とする簡易生命保険管理業務の再委託契約

【機構】

郵便貯金銀行を相手方とする郵便貯金管理業務の委託契約

郵便貯金銀行を相手方とする独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（以下「機構法」といいます。）第 28 条第 1 項の規定による機構法第 10 条に規定する郵便貯金資産の運用のための預金に係る契約

においては、法第 162 条第 3 項第 2 号の規定及び基本

郵便貯金銀行に対する預金に係る債権を取得するものであること。

郵便貯金銀行が承継する資産をもって、当該預金の預入に充てるものであること。

機構が、郵便貯金の預金者からの預入があったときは、当該預入に係る金銭を郵便貯金銀行に預金として預け入れる義務を負うものであること。

郵便貯金銀行が、その資産のうち法第 110 条第 1 項第 2 号八及びへ並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる方法により運用されるもの並びにこれらに準ずるものの合計金額が及びの預金に係る郵便貯金銀行の預り金の額の合計金額を下回らない義務を負うものであること。

郵便貯金銀行が、法第 8 章第 3 節の規定の適用を受ける間、事業年度ごとに、当該事業年度及び当該事業年度の翌事業年度の末日におけるの資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであること。

機構が、の報告に係る事項について、公表することができるものであること。

簡易生命保険管理業務の一部を委託する契約を機構が郵便保険会社を相手方として締結しているものとする。

次に掲げる事項を含む、簡易生命保険契約に基づき機構が負う保険責任についての再保険の契約を機構が郵便保険会社を相手方として締結しているものとする。

公社から承継する簡易生命保険契約に基づき機構が負う保険責任のすべてについて、機構と郵便保険会社との間に再保険関係が成立しているものであること。

郵便保険会社が承継する資産をもって、当該契約の再保険料の支払に充てるものであること。

計画の 4 の(4)のホの の に定めるところに適合するよう、郵便貯金銀行が承継する資産をもって、同条第 1 項第 2 号二の預金の預入に充てるものとしているほか、同条第 3 項各号の規定及び基本計画の 4 の(4)のホの に定めるところに適合するよう、その内容を定めることとしています。

郵便保険会社を相手方とする郵便保険会社への簡易生命保険管理業務の委託契約

郵便保険会社を相手方とする機構法第 16 条第 1 項の再保険の契約

においては、法第 162 条第 2 項第 2 号の規定及び基本計画の 4 の(4)のホの の に定めるところに適合するよう、郵便保険会社が承継する資産をもって、同条第 1 項第 2 号口の再保険の契約の再保険料の支払に充てるものとしているほか、同条第 3 項各号の規定及び基本計画の 4 の(4)のホの に定めるところに適合するよう、その内容を定める

郵便保険会社が、その資産のうち法第 138 条第 2 項第 2 号及び第 5 号並びに機構法第 29 条第 3 号から第 10 号までに掲げる方法により運用されるものの合計金額が当該契約に基づき郵便保険会社が機構のために積み立てる金額を下回らない義務を負うものであること。

郵便保険会社が、法第 9 章第 3 節の規定の適用を受ける間、事業年度ごとに、当該事業年度及び当該事業年度の翌事業年度の末日における の資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであること。

機構が、 の報告に係る事項について、公表することができるものであること。

機構の保有する貸付債権（ 2（ 1 ）のイからニまでの債権）と同額・同条件の借入契約を機構が郵便貯金銀行及び郵便保険会社を相手方として締結しているものとする。

（ 5 ）訴訟参加等

公社を当事者とする訴訟のうち承継会社等に承継させる業務等に係るものについては、承継会社等による訴訟参加その他の必要な措置を講ずるものとする。また、実施計画申請後明らかになる業務等について、帰属する承継会社等を明らかにする等の必要な措置を講ずるものとする。

こととしています。

郵便貯金銀行を相手方とする基本計画の 4 の(4)のホの に掲げる借入契約

郵便保険会社を相手方とする基本計画の 4 の(4)のホの に掲げる借入契約

及び においては、基本計画の 4 の(4)のホの に定めるところに適合するよう、その内容を定めることとしています。

承継会社等は、他の承継会社等がその当事者の地位を承継する係属中の訴訟の結果について利害関係を有するとき、又は他の承継会社等がその当事者の地位を承継する係属中の訴訟の目的である権利若しくは義務の全部若しくは一部を承継したときは、民事訴訟法第 1 編第 3 章第 3 節訴訟参加の規定に従い、訴訟参加をすることがあるものとしています。

なお、実施計画申請後明らかになる業務等については、想定していませんが、実施計画に記載された事項について変更を行う必要が生じた場合は、実施計画の認可前にあっては所要の補

(6) 免許等の特例等

法令の規定により公社の業務等の承継に伴い承継会社等その他の者が受けたものとみなされる免許等及び承継会社等その他の者が行ったものとみなされる届出等の特例の内容を明らかにするものとする。

正を行い、認可後には変更の認可の申請を行うものとして
います。

各承継会社等その他の者につき、法令の規定により公社の業務等の承継に伴い承継会社等その他の者が受けたものとみなされる免許等及び承継会社等その他の者が行ったものとみなされる届出等の特例の内容は、次のとおりです。

【日本郵政株式会社】

- ・ 日本郵政株式会社法第 4 条第 2 項の目的達成業務の認可
- ・ 銀行法第 52 条の 17 第 1 項の銀行持株会社の認可
- ・ 保険業法第 271 条の 18 第 1 項の保険持株会社の認可
- ・ 法第 64 条後段及び法第 67 条後段の規定による郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式の保有及びこれらの株式会社の株主としての権利の行使並びにこれに附帯する業務以外の業務の届出
- ・ 法第 65 条後段及び法第 68 条後段の規定による子会社の届出
- ・ 法第 66 条第 1 項後段の規定による基準議決権数を超えて保有する国内の会社の届出

【郵便事業株式会社】

- ・ 郵便事業株式会社法第 3 条第 3 項の認可業務の認可の特例
- ・ 郵便事業株式会社がその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するために必要な契約の締結
- ・ 郵便法第 67 条第 1 項の規定による料金の届出
- ・ 郵便法第 67 条第 3 項の料金の認可
- ・ 郵便法第 68 条第 1 項の郵便約款の認可
- ・ 郵便法第 70 条第 1 項の郵便業務管理規程の認可
- ・ 郵便切手類販売所等に関する法律第 2 条第 1 項から第 3 項までの業務の委託の基準の認可

- ・ 郵便物運送委託法第 3 条第 2 項の運送等の委託の基準の認可

【郵便局株式会社】

- ・ 郵便局株式会社法第 4 条第 4 項の規定による届出業務の届出
- ・ 保険業法第 276 条の保険募集人の登録
- ・ 銀行法第 52 条の 36 第 1 項の銀行代理業の許可
- ・ 銀行法第 52 条の 42 第 1 項の兼業業務の承認
- ・ 金融商品取引法第 66 条の金融商品仲介業の登録
- ・ 金融商品取引法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条第 1 項の外務員の登録
- ・ 郵便局株式会社とその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するために必要な契約の締結
- ・ 郵便窓口業務の委託等に関する法律第 7 条の再委託契約の締結の基準の認可

【郵便局株式会社の職員】

- ・ 保険業法第 276 条の保険募集人の登録

【郵便貯金銀行】

- ・ 銀行法第 4 条第 1 項の銀行業の免許
- ・ 金融商品取引法第 33 条第 2 項の登録金融機関の登録
- ・ 確定拠出年金法第 88 条第 1 項の確定拠出年金運営管理業の登録
- ・ 法第 112 条第 1 項及び銀行法第 8 条第 1 項の規定による営業所の設置等の届出
- ・ 法第 112 条第 2 項の規定による銀行代理業に係る業務の委託契約の届出

【郵便保険会社】

- ・ 保険業法第 3 条第 4 項の生命保険業免許
- ・ 法第 140 条第 1 項の規定による事務所の設置等の届出

【郵便保険会社の職員】

- ・ 保険業法第 276 条の保険募集人の登録

【機構】

- ・ 機構法第 15 条第 2 項の郵便貯金管理業務の委託契約の締結の認可
- ・ 機構法第 16 条第 2 項の再保険契約の締結の認可
- ・ 機構法第 18 条第 2 項の簡易生命保険管理業務の委託契約の締結の認可
- ・ 機構がその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するために必要な契約の締結

【郵便窓口業務等受託者】

- ・ 銀行法第 52 条の 36 第 1 項の銀行代理業の許可
- ・ 銀行法第 52 条の 42 第 1 項の兼業業務の承認
- ・ 保険業法第 276 条の保険募集人の登録

【郵便窓口業務等受託者の役員又は使用人】

- ・ 保険業法第 276 条の保険募集人の登録